

市政担当記者各位

市税の納付に新たなスマホ決済を導入します

福岡市では、スマートフォン等を活用した納税手段として平成25年5月よりモバイルレジを導入しているところですが、平成31年4月1日からコミュニケーションアプリ「LINE」を利用した「LINE Pay 請求書支払い」による市税の納付が可能となります。

スマートフォンからいつでもどこでも市税の納付ができるようになり、市税の納付がより便利になります。

- 市税の納付書に印刷されたバーコードを撮影することで納付可能
- 決済手数料は無料

○ 準備するもの

- ・コンビニ納付用バーコードが印刷された市税の納付書
- ・「LINE」アプリ及びLINEウォレット登録済みのスマートフォン



※残高チャージが必要です。

○ 利用できる税目

- ・個人市県民税(普通徴収)
- ・固定資産税・都市計画税
- ・固定資産税(償却資産)
- ・軽自動車税

○ 利用上の注意

- ・納期(納付書)ごとに手続きが必要です。
- ・利用可能な納付書は税額が5万円未満のものになりますが、5月7日からコンビニ納付と同様に30万円まで利用可能となります。
- ・市税の納付はLINEポイント還元の対象外になります。
- ・領収書が発行されませんので領収証書が必要な場合は、金融機関やコンビニエンスストアにてお支払ください。

【問い合わせ先】

財政局納税企画課

電話:092-711-4206 (内 1612)

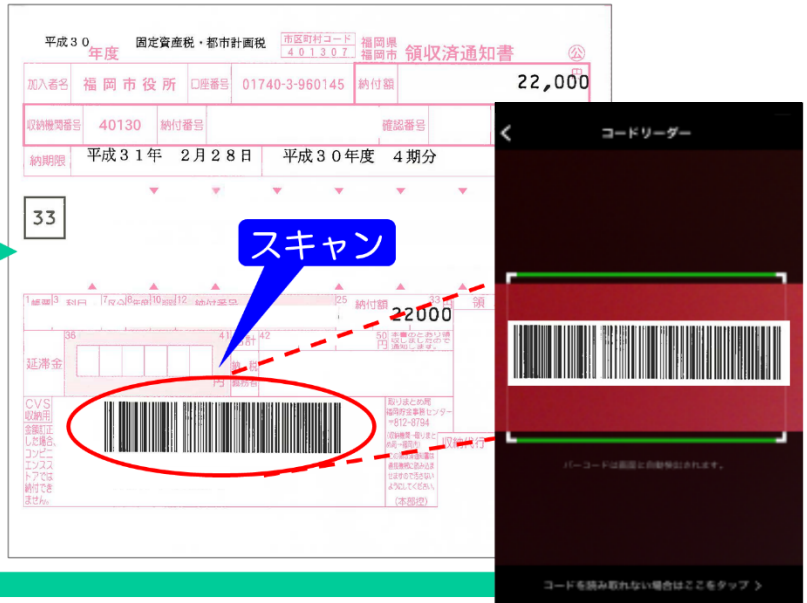
担当 井上, 大橋

○ 利用フロー図

(1)



(2)



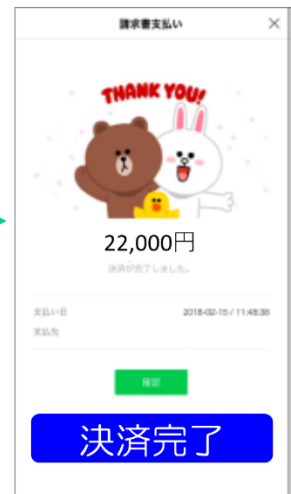
(3)



(4)



(5)



○ 決済履歴画面

